

## 第 2 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成14年6月22(土)13:30~

徳山市 遠石会館

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町  
合併協議会事務局

# 目 次

	頁
議案第14号 合併協定項目6「議会議員の定数及び任期の取扱い」 .....	1
議案第15号 合併協定項目7「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」 .....	2
議案第16号 合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」 .....	3
議案第17号 合併協定項目10「特別職の職員の身分の取扱い」 .....	4
議案第18号 合併協定項目15「公共的団体等の取扱い」 .....	5
議案第19号 合併協定項目17「町・字名の取扱い」 .....	6
議案第20号 合併協定項目18「慣行の取扱い」 .....	7
議案第21号 合併協定項目20「地域審議会」 .....	8

〔議案第14号〕

合併協定項目6「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

2市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

平成 年 月 日決定

〔議案第15号〕

合併協定項目7「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

平成 年 月 日決定

〔議案第16号〕

合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

平成 年 月 日決定

〔議案第17号〕

合併協定項目10「特別職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

- 1 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- 2 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

平成 年 月 日決定

〔議案第18号〕

合併協定項目15「公共的団体等の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

平成 年 月 日決定

〔議案第19号〕

合併協定項目17「町・字名の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

町・字名〔類似町名や同一の通称名（小字名）を含む〕は、原則として現行のとおりにする。

ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

平成 年 月 日決定

〔議案第20号〕

合併協定項目18「慣行の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

- 1 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- 2 市の花、木は、新市において調整する。
- 3 都市宣言は、新市において調整する。

平成 年 月 日決定

〔議案第21号〕

合併協定項目20「地域審議会」を次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成14年6月22日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置する。

設置に当たっては、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

平成 年 月 日決定

地域審議会の設置に関する協議

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

（設置期間）

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月21日から平成25年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1)新市建設計画の変更に関する事項
- (2)新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3)新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4)その他新市の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 地域審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、新市の長が任命する。

- (1)公共的団体等を代表する者
- (2)学識経験者
- (3)公募による者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、新市の長が招集する。

2 新市の長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、毎年度、開催するものとする。

4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。

8 会議の議事は、委員の大方の賛同をもって決定する。

( 庶務 )

第8条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び各総合支所において処理する。

( 雑則 )

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮って定める。